

米沢市における消費者教育の取組について

米沢市市民環境部環境生活課

課長補佐兼生活安全主査 舟山浩文

主事 佐藤丈史

1 米沢市消費生活センターにおける消費者教育の取り組み

(1) 米沢市消費生活センターについて

相談員：2名（うち有資格者1名）

相談件数：709件（平成25年度）

(2) これまでの取り組み

出前講座、講演会、消費者団体による寸劇等、被害防止のための啓発活動が中心

(3) 消費者教育推進法施行を受けて

① 消費者教育のあり方検討

- ・アンケートによる実態調査（学校・高齢者・市民）
- ・ヒアリング（庁内関係課）
- ・ワークショップによる担い手間の連携強化及び課題の洗い出し

② 高齢者消費者被害防止ネットワークの立ち上げ（福祉部局において）

2 消費者庁の取り組みに対する意見

(1) 消費者教育は、どこの部署で所管？

(2) 合理的意思決定とは何か？

3 国との協力でやることが可能な事業

A 消費者教育推進法第2条第2項

消費者市民社会とは、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」

B 消費者教育の推進に関する基本的な方針

「消費者市民社会の形成」に寄与する消費者教育とは、

- ① 被害に遭わない消費者の育成
- ② 合理的意思決定ができる自立した消費者の育成
- ③ 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を行う 教育

C

- ① 被害に遭わない日本国民の育成
- ② 合理的意思決定ができる自立した日本国民の育成
- ③ 社会の一員として、よりよい市場（経済）とよりよい社会の発展のために積極的に関与する日本国民の育成を行う 教育